

## 災害廃棄物対応に備える人材活用 ～和歌山県災害廃棄物処理支援要員制度～

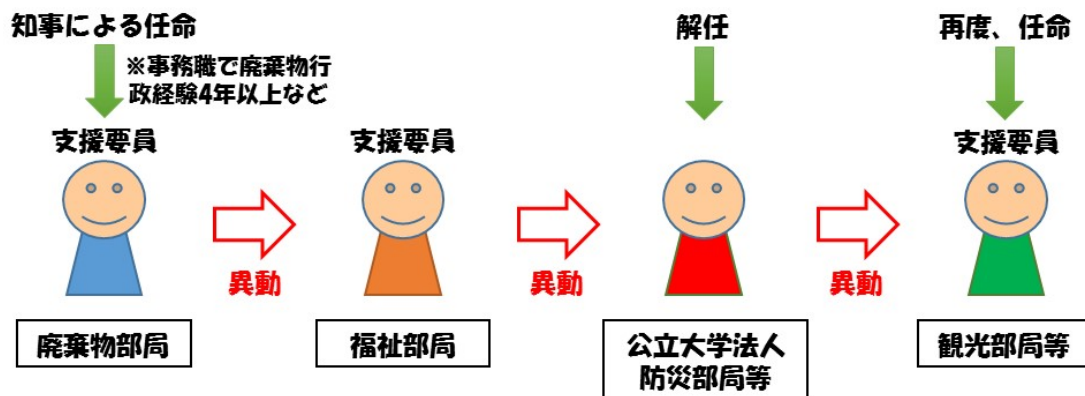
平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災から 5 年半経過し、当時、災害廃棄物対応を行った各自治体の職員は、被災自治体、支援自治体を問わず、人事異動により廃棄物部局において活躍されている方が減ってきており、知見の伝承が課題の一つとなっています。

こうした中、平成 28 年熊本地震に関西広域連合の活動の一環として職員を派遣した和歌山県に、人材育成についてお話を伺う機会を得ました。ここでは、人事異動を越えた人材活用の事例として、和歌山県災害廃棄物処理支援要員制度について紹介します。

### 【制度の概要】

和歌山県災害廃棄物処理支援要員制度は、大規模災害が発生した際、災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、県が市町村に支援要員を派遣する制度です。支援要員は、廃棄物行政経験年数、災害派遣経験者等の基準により知事が任命し、派遣については、市町村からの要請を基本にしてはいますが、要請を待たずに県の判断で派遣することも想定しています。

この制度の特徴的なところは、支援要員の人事異動による所属長への昇格又は公立大学法人等知事の権限の及ばない他機関等への派遣、防災部局の災害対応における主要部課への異動等があった場合、一旦、解任するものの、その他の部署への再異動があれば、再度任命を行うようになっており、職員個々のキャリアに付随する経験や教育成果が有効活用される仕組みになっています。



### 【制度の現状】

和歌山県では、制度発足以降これまで、県内市町村への支援要員派遣事例はないものの、支援要員に任命されている職員が熊本地震（益城町）に派遣され、仮置場設営などの災害廃棄物処理業務を支援しました。

また、現在（2016 年 1 2 月時点）の支援要員は 19 名で、県内 30 市町村をすべてカバーするには数が不足しており、人材の育成が現在の課題と考えているようです。

（廃棄物・3R研究財団 夏目吉行）

（趣旨）

第1条 この要領は、大規模災害時等において発生する災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、市町村へ派遣する災害廃棄物処理支援要員（以下「要員」という。）が従事する業務及び要員の任免等について必要な事項を定める。

（要員の派遣）

第2条 知事（災害対策本部が設置されている時は災害対策本部長。以下同じ。）は、平常時のごみ排出量や災害廃棄物推計発生量を勘案のうえ、大規模災害時等に発生する災害廃棄物の処理が特に困難であると思われる市町村に要員を派遣する。

2 要員の派遣は、被災市町村からの支援要請に基づくものとする。ただし、知事が必要と認めた場合はこの限りでない。

3 派遣する市町村を要員ごとに指定する。ただし、災害廃棄物の発生量に応じて、指定した市町村以外へ要員を派遣することがある。また、必要に応じ、2以上の市町村への派遣もしくは同一市町村へ複数回派遣することがある。

（チーム編成）

第3条 要員は、「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」（平成18年7月26日締結）に基づき、一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の会員とチームを編成し、派遣された市町村において次条に定める業務を行う。

（業務内容）

第4条 要員は、被災市町村における災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行うため、次の業務を行う。

- (1) 災害廃棄物収集・処理体制の確立支援
- (2) 災害廃棄物発生状況の情報収集
- (3) 廃棄物処理施設被災状況の情報収集
- (4) 災害廃棄物仮置き場・集積場の設置及び運営支援

（派遣期間）

第5条 要員の派遣期間は、原則として1回の派遣につき1週間程度とするが、市町村の被災状況に応じてその期間を延長もしくは短縮することがある。

（任命基準）

第6条 要員は、次のいずれかに該当する県職員のうちから知事が任命する。

- (1) 技術職（衛生公害技師）で廃棄物行政経験が3年以上の者
- (2) 事務職で廃棄物行政経験が4年以上の者
- (3) 平成23年台風12号被災市町に派遣され災害廃棄物処理に従事した者
- (4) その他知事が適任と認めた者

（解任基準）

第7条 要員が次のいずれかに該当することとなった場合は、解任するものとする。

- (1) 人事異動により所属長に昇格した場合
- (2) 人事異動により他機関に派遣された場合
- (3) その他やむを得ない事情が生じた場合

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は、循環型社会推進課長が定める。